

(H29.1.17 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者の意見交換会議事録

日時 平成28年12月2日 午後2時00分～午後4時00分

場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室

参加者 裁判員経験者 6名（着席順に「1番」等表記）

裁判官 烏田真人

検察官 中村奈美子

弁護士 雨松拓真

オブザーバー 藤巻弁護士，國澤弁護士

司会者 丸山哲巳（甲府地裁刑事部部総括判事）

概要 下記のとおり

記

（司会者）

本日はお忙しいところ裁判所まで集まってお越しいただきまして、どうもありがとうございます。今日は裁判員経験者意見交換会ということで進めさせていただきます。私は、皆さんの裁判でも裁判長をさせていただきました丸山です。今日はよろしくお願ひします。皆さんに御担当いただいたのは、今年の6月と7月と9月の3件の裁判員裁判の事件ということになりますけれども、今日はこういう形で意見交換会ということで、他の人に見られているところで言いにくいかもしれませんが、忌憚のない御意見や御感想をいただければ大変ありがたいと思っています。ゲストで裁判官，検察官，弁護士から1人ずつ出席がありますので、一言ずつ自己紹介をしていただきます。皆さん，お願ひします。

（裁判官）

甲府地方裁判所の烏田でございます。今回対象となっている事件につきましては、私は右陪席として関与させていただきました。本日は皆さんの率直な御意見を伺えたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(検察官)

検事の中村です。よろしくお願ひいたします。今回対象となっている3件の事件のうち後半の2件の公判を担当させていただいております。今日はいろいろ参考にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(弁護士)

弁護士の雨松です。私は6月に行われた事件を担当しました。忌憚のない御意見を出していただければ私たちの成長の糧になりますので、よろしくお願ひします。

(司会者)

ではまず最初に、今回の裁判員、補充裁判員の皆さんが担当された事件を簡単に御紹介させていただきます。

まず、6月の事件ですが、これは危険運転致死傷という事件でした。これは1番さんと2番さんが参加された事件になりますけれども、事件の内容としては、少年である被告人が運転前に飲んだ酒の影響によって正常な運転が困難な状態で自動車を運転して、道路で対向車線を逆走して、対向車線を走ってきた車と正面衝突して、その車に乗っていた2名を車から外に出すような形になって1名を死亡させて、もう1名に加療6カ月の重傷を負わせたという事件でした。事実関係には争いがありませんでしたので、争点は量刑ということでしたけれども、この事件は被告人が少年であるということで、甲府では初めて少年の裁判員裁判を行ったという事情があります。調べた証拠としては、検察官請求証拠として、飲酒した経緯、それから運転の経路、事故車両などの画像などに加えて、被告人が運転する様子等、まさに衝突する瞬間の防犯カメラの映像というものも調べが行われました。証人は、情状証人として、被告人の御両親、お父さんとお母さんが法廷で証言して、もちろん被告人自身からも話を聞くということで、公判審理は2日間、評議や判決を入れると全部で4日間で審理をしたという事件になっています。

二つ目の事件、これは3番さんと4番さんが担当された事件ですけれども、これは現住建造物等放火事件でした。これは、被告人が当時の妻との関係に悩んで自殺

したいと考えたことから、自宅の居間に灯油をまいて放火したという事件でした。本件も事実関係には争いがなく、争点は量刑ということでした。この事件の場合は、被告人が精神障害を有していたということで、犯行にその影響があったかどうか、量刑上考慮するかどうかといった辺りが問題となったケースになっています。取り調べた証拠としては、目撃状況の報告書、あるいは出火した現場の状況などの書面を調べた上で、その一方当事者ともいえる当時の奥さんの話、あと娘さんの話を聞いたことに加えて、精神科医のお医者さんからも専門的なお話を伺ったということになります。もちろん被告人からも被告人質問で話を聞いています。これも同様に公判審理は2日でやって、判決まで4日でやったというケースになっています。

それから、三つ目は9月の事件、これは5番さんと6番さんが担当された事件で、殺人被告事件です。その概要としては、精神障害にかかっていた被告人が障害を抱える長男の子育てに苦慮して、将来を悲観したことと、あるいは自分の精神障害もあるといったような強い不安から自宅で長男の首をロープで絞めて殺害したという事案になっています。この事件も事実関係には争いがなく、この事件の場合は被告人に精神障害があったことから、心神耗弱であるという主張が弁護人からなされて、検察官も心神耗弱の主張だったということなので、事実関係に争いがなく、心神耗弱であるというところも争いがなかった、その上で量刑をどうするのかというところが問題となったというケースになっています。法廷で調べた証拠としては、犯行現場の写真や凶器のロープの写真などの書面を調べたり、事件の後すぐ被告人は110番通報しているわけですが、そのときの110番通報の録音の音声などを再生したということや、あるいは被告人の元夫や被告人のお母さんからも話を聞いて、この事件は精神障害の影響という話がありましたので、精神科のお医者さんからも話を聞きました。もちろん被告人質問で被告人からも話を聞いて審理をしています。公判審理は1番、2番の事件と同じく2日間で、全体で判決まで4日ということで行われた事件となっています。

以上三つの事件を担当していただいた裁判員、補充裁判員の方にお越しいただい

ていますけれども、まずは裁判員を経験しての全体的な印象や感想、これは何でもよろしいと思いますので、これをお聞きしたいと思います。では、1番さん、お願いいたします。

(1番)

感想ですけど、私は決まる前からテレビなどで裁判のことは見えてちょっと興味があったもので、選ばれて率直によかったなと思いました。経験しての感想としては、本当の裁判を見る機会というのはめったにない、そして自分が審理に参加できるということは一生にあるかどうかということなので、すごくいい経験、勉強になったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それでは引き続いて、2番の方、感想をどんなことでも結構ですので、いただければと思います。

(2番)

補充裁判員ということで裁判に参加させていただきまして、意見は言えない立場ではあったのですが、事件の審理に携わらせていただいて、皆さんそうだったと思うのですが、普段目にすることがないというか、そういう貴重な体験をさせていただいたかなと思っております。被告人の方がちょっと若くて、自分の子供とも重なる部分もあって、いろいろちょっと考えさせられたなと思ってます。他の事件もそれぞれその方の心情に立ち入っていけばいくほど何か辛い部分というか、後々負担になる部分も出てくるのかなと思うんですが、私の今回参加させてもらった事件に関しては、そういったところはなかったと自分では思っております。多分生きているうちに声がかからないと思っていたことが実際声がかかって、こういうところに来させていただいたというのは宝くじに当たったような感じがするわけですけども、貴重な体験をさせていただきましてありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方、感想をお願いいたします。

(3番)

今宝くじに当たったようなというお話がありましたけれども、結構この制度が始まってかなり経つと思うんですけれども、私の周りに一人もやった人がいなくて、今まで裁判所というところにも全く縁がなかったので、正直な話、甲府地方裁判所がどこにあるかもわからず、お便りが来てから実際こちらに足を運んでくださいという2回目のお便りをいただくまで半年以上あったんですけれども、実際こちらに足を運んだときにも迷ってしまって、しかも別に選ばれた方にまでここは甲府地方裁判所で合っていますかと聞かれて、私もわからないですけれども、そんな状態で参加させていただきました。全体的な印象ですけれども、あっという間に選ばれて、もう来週から始まりますと言われて、本当にあっという間に始まり、終わってしまった感じがしたのですけれども、その短い期間の中でも集まった方々といろいろな意見交換をしつつ、一つの目標に向かっていくという裁判をやることができ、自分で立候補してできることでもないのに、とても貴重な体験をさせていただいております。実際に裁判所に来るまで、あまり縁がなかったということもあるのですけれども、開かれていない閉鎖的なところなのかなという印象もあったのですけれども、実際裁判官や職員の方々とも接して、とても皆さん親切に御対応いただきました。参加すること自体は不安だったのですけれども、何かとても嫌な思いをしたとか、そういうこともなくできました。

(司会者)

どうもありがとうございます。では、4番の方、感想をお願いいたします。

(4番)

裁判員という制度があるのは知っていたのですけれども、確率が低いということを知っていたので、自分には縁がないことだろうと油断して生活していたのですけれども、いきなり最高裁判所から封筒が家に届いて、これは何かの運命に違いないと思ひまして、大変な仕事を引き受けることになるというのはわかっていたのですけれども、選ばれるといいなと思ひながらこちらに足を運ばせていただきました。

実際来てみると、裁判所は今まで全く縁がなくて、どういうところかもわからず、入口もわからないような状態だったのですけれども、いざこちらに来てみれば、裁判官の皆様を初め事務の方々も親切にいろいろなことを教えてくださって、何もわからずおろおろという気持ちだったのですけれども、心配を払拭してくれるような準備をさせていただいて非常にうれしかったです。そういう意味で、心の負担はかなり少なくできたので、非常にありがたく思っております。裁判に参加するなどということは、普通に生活していたらまず経験はないと思いますので、本当によい経験をさせていただいたなと思っております。私も職場に裁判員に選ばれましたのでと伝えたところ、そんなの聞いたことないよと。本当に確率が低いのだなと改めて実感しました。ちょっとここで運を使い尽くしたかなという感じもしたのですけれども、今後こういうことは恐らくないのかなと思いましたので、今この時期に選ばれて非常によかったなと思っております。ありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございました。それでは、5番の方、感想をお願いします。

(5番)

裁判員裁判という制度になったときからもし選ばれたら参加しようという積極的な気持ちでいましたけど、実際裁判員の選任のときにも30人ぐらいいまして、ちょっとこれは難しいなというところで決まりまして、ちょっと興味がありましたので、うれしかったです。実際4日間公判審理と判決が出るまで参加させていただきまして、実際に判決が出るまで裁判官の方と一緒に評議に入りまして、判決が出るまでにいろいろなそれぞれの意見があって、やはり人を裁くということは大変だなということが実感です。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。では最後に、6番の方、感想をお願いします。

(6番)

私の場合、たまたまですが、確率が低いという話だったんですが、私の職場の左

隣の方が去年選ばれてまして、いろいろと話をちょろちょろと聞いていました。知識としては多少はあったのではないかなとは思っていたんですが、それでもまさか自分は選ばれないと思っていましたが、そんなに確率の低いものには選ばれないだろうと思って高をくくっていました。どうなんだろうかと女房なんかとも話して、そんな人を裁くなんてことを一般の市民の人がしていいのだろうかとかいろいろ話していました。私自身も断れるのであれば断りたいなと思っていたのですが、断る条件なんかを見ても、通常の原因では断れないということで、淡々と日々が過ぎていって、最終的に選ばれましたということで参加しました。30人ぐらい会場に来て抽選ということで、6人の方が選ばれて、外れてラッキーだなと思ったら補助のほうに選ばれて、せっかくだから、勉強のために参加してみようかなと思い、心が変わりました。参加させていただきました。なかなかできない経験で、用語なんかも通常自分たちの認識の用語と実際裁判の中で決められているのとちょっと差があったのもいろいろわかりやすく裁判官の方に説明していただいたり、審理の中で見せてもらいました。私たちが担当したものについては、両方とも争いのあるような罪状ではなかったので、テレビでやるような弁護士さんと検事さんが戦うような場面はほとんどなくて、どちらも質問を出すような感じで行われたのですが、量刑を決める段階で、心神耗弱状態で犯行に至ったのですが、その人がその状態だったのかとか、いろいろみんな議論ができてよかったなと思います。自分の考えとは違う考えもあって、いろいろ勉強させていただきました。私も裁判が終わっているいろいろなことをしゃべってはいけないというような感じで捉えていたのですが、具体的なことを除いて逆に話して皆さんに広めてほしいという話もありまして、私も機会あるごとにこんなことがあったというような話はするようにしています。選ばれたら行って見たらというような気楽な感じで、勉強になるのではというような感じで話をしたいなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。今の6番さんのお話の中で職場の左隣の方が選ばれたこ

とがあったということですが、これは裁判員に選ばれたということですか。かなりレアケースではないかと思えますけど、ちなみに6番の方が参加される前にその左隣の方はどんな感じのことを教えてくれたのでしょうか。

(6番)

裁判の最中には、どういう答え方か、質問されたらどう答えるとか、私どものときとその前の先輩のときは、先輩のときはまだ始まったばかりぐらいで、裁判長が一人一人質問をその都度したらしいのですが、私どものときは答えられないときはその場で答えなくていいということをお願いして、控室に入ったときに質問があったことを取りまとめていただいて、逆に聞いていただけた、言っていただけた。その場にいると、なかなかあの場で質問するというのは勇気も要るし、考えもまとまらないので、その辺のところはよかったなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

では、次の話題に行きたいと思います。負担感です。今回の事件は、法廷での審理と評議、判決までが4日間、それに加えて前の週に選任手続をやっていますので、5日間裁判所まで御足労いただいたことになると思います。いろいろとお忙しい中を5日間来ていただいたことになりまますけれども、実際この日数をとったことに対する負担感、仕事上のこともそうだと思いますし、生活上のこともそうだと思いますけれども、そういった日常生活への御負担ということで、実際困ったとか、あるいはこんな工夫をして参加したということがありましたら御紹介いただければと思います。6番の方からお願いします。

(6番)

私の場合は、特に負担を感じませんでした。会社なんかもすごく理解のあるところで、逆に珍しいことに選ばれてすごいですねという話があったので、機会があったらその話をしてくださいと上司にも言われていて、帰ってからも特に自分に負担になるようなことはなく、上司とも気楽に話せたというところです。

(司会者)

サポート態勢が整っているということで大変ありがたいと思います。では5番の方、お願いします。

(5番)

先ほども申し上げたように、裁判员裁判にちょっと興味がありましたので、特に負担感というのはありませんでした。かえっていい経験ができたと思っています。

(司会者)

お仕事との兼ね合いはどうでしたか。

(5番)

仕事は、サービスの営業をしていますけど、たまたまそれほど忙しくなかったもので、別に負担感はなかったです。

(司会者)

ありがとうございました。では、4番の方、お願いします。

(4番)

上司に伝えたところ、むしろ頑張ってくださいということで、非常に理解を得られて、休ませていただいたのですけれども、4日間と、あと選任手続もありますので、仕事の内容によってはなかなか休めない、もしくは参加したくても仕事に穴をあけられないという方もいらっしゃるのではないかなと思って、そちらのほうはちょっと心配なのかなという気持ちになりました。自分自身は快く休ませていただいたので大丈夫だったのですけれども、それだけです。

(司会者)

生活のほうの御負担はなかったでしょうか。

(4番)

家では、大ざっぱなというか、表面的な内容には触れないような程度で話をしたり、あとちょっと交流のある方と少しお話をすることができたので、私自身の負担感はかなり少なく済みました。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん、お願いいたします。

(3番)

私はもともと、選ばれるとは全く思っていなかったのですが、この制度に興味があったので、負担を感じることはありませんでした。また、期間の間に1日お休みがありますので、その間に自分の考えをまとめたりする期間があったので、よかったかなというふうに思っております。私が参加した裁判は7月だったのですが、現在転職をしまして、今新しい会社にいるのですけれども、その会社、今日もお休みをいただいてきたんですが、そこでも割と理解がありまして、今日も快く送り出させていただきました。新しい会社の人と話をして、私はちょっと参加できないなとかという人も結構いたのですけれども、そういう人も話を聞いていくと、この制度のことをあまりよく知っていない方が多くて、もうちょっと理解を深めることができたら、負担とか、そういうことも減っていくのかなというふうに感じました。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さん、お願いします。

(2番)

負担感、私個人は特にはないのですが、会社の中を見ても、受け持っている職種の方によっては4日間というのにはちょっと厳しいのかなというところがあります。その4日間が短いのか長いのか私もよくわからないのですが、例えば1週間とか10日間とか、そうなるるとかなり負担度はもちろん増えてくるのではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番さん、お願いします。

(1番)

他の方も言っているとおり、仕事によっては4日間は難しい人もいるでしょうし、時間のある方は大丈夫、職場によってだと思うのですが、私は4日間だったので

すけど、4日間といっても丸一日かかったのは1日目と2日目で、あと後半の3日は早く終わって、午後2時とかに早く終わって、何か自由時間ができたような感じで余裕があったので、自分自身はそんなに負担には感じなかったです。

(司会者)

ありがとうございました。大分職場の御理解があるというところは大変心強くお聞きしましたけれども、他方で事情があって辞退しますという方も非常に多いわけです。この辺り、先ほど3番さんがおっしゃっていましたが、我々のほうでも制度の説明をもう少し山梨県の皆さんにしなければいけないというところが多々あるかなと思っていて、裁判所のほうでも裁判官などが出て行って出前講義のようなものを行ったりとかというようなことをこれからもやっていきたいなというふうに思っているところです。やはり制度を理解してもらうことが参加のための環境整備の第一歩かなというふうに我々も思っておりますので、その辺はこれから頑張っていかなければというふうに思っております。

次に、法廷での裁判のことを聞きたいと思いますが、証拠調べのわかりやすさ、裁判員裁判のスローガンとして、目で見て、耳で聞いてわかる審理というのをスローガンに挙げていて、昔の裁判はたくさんの書面を裁判官が裁判官室で読むというような裁判をしていたわけですが、それではもうとても無理だということで、検察官と弁護人も証拠を絞ってもらって、ただ読み上げるだけではなくて、関係者などで法廷に来てもらえる人には来てもらって直接話を聞くというような方法にシフトして行って審理のやり方を工夫しているわけです。皆さんが聞いた法廷での審理がわかりやすかったかどうかというところで感想をいただければと思いますけれども、辛口のコメントも大変よろしいかと思っておりますので、いただければと思います。1番の方からお願いします。

(1番)

私は特にわかりづらかった点はなくて、むしろ一人一人に資料が配られたりだとか、席にモニターがあってちゃんと見られる状態だったので、特にそういうところ

の不満は感じませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、お願いします。

(2番)

資料の説明とか細かにしていただきまして、わかりづらいところというか、そういうところはなかったように感じます。強いて言うとしたら、事件に直接携わった人ではなくて、その周りの家族だったり関係者だったりというところの説明がもう少しあってもよかったのかなというふうには感じます。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

(3番)

私も特にわかりにくかったという点は、説明をいただいたりとかしましたので、ありませんでしたが、強いて挙げさせていただくのであれば、検察官の方に提出いただいたまとめた資料がとても見やすく、一目で時系列からポイントとかというのがとてもわかりやすい資料だったのですが、私が参加させていただいた事件については、弁護人の方がちょっと御年配だったからというのものもあるのかもしれないですけど、資料がとてもわかりづらくて、2つ並べても一目瞭然、わかりやすい、わかりにくいという、そういう資料でした。私は、6番さんと5番さんが担当された事件も傍聴人として参加させていただきまして、そのときちらっと見た資料は、そのときの弁護人の資料は割と細かく書かれていたように思いましたので、事件によっても違うのかなというふうに感じました。私が担当した事件に関しては、資料がもうちょっとわかりやすければよかったなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

(4番)

私も3番さんと同じ裁判に参加しましたので、やはり検察官の方が作ってくださ

った資料は非常にわかりやすく、この資料を裁判員裁判のために作ったという労力もまた大変だったのではないかと思います。そういう意味では、検察官の方の負担になっているのかなという気もちょっとしたのですけれども、お仕事だから大丈夫なんですか。非常に見やすくまとめられていたので、素人目にもはっきり時系列、内容が全てわかるようになっていたので、非常にうれしかったです。弁護人は、多分いろいろな方がいらっしゃると思うので、その方の個性が出るのかなという感じはしました。もうちょっと詳しく答えていただけるとありがたかったかなと思います。特に不満は感じませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。検察官、今ちょうど話題が出ましたので、この資料を作るのがとても大変で負担になったのではないかという辺り、何かコメントいただければと思います。

(検察官)

実際作成するときは、自分はわかっている事件だけれども、これは第三者に特に難しい言葉をどこか使っていないかなとか、そういった面も考えながらその資料の作成に気を使ってはいます。間違いないかなとか、言い回しがもうちょっとわかりやすくなるかなとか、そういうのを考えながらなので、確かにちゃんと見やすく作るというのは時間がややかかる面はあるんですけども、それでわかっていただけののが何よりなので、そう言っていただくと本当にうれしいです。ありがとうございます。

(司会者)

ありがとうございます。では次に5番の方、わかりやすさについてはいかがでしょうか。

(5番)

私が担当したのは、被告人が110番通報しているということで、その録音のテープが流れましたし、また検察官、弁護人の資料もすごくわかりやすかったです。

ただ、関係者の質問でちょっと質問の意図がわからない部分、専門的なことが多くてわからなかったところもありました。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

(6番)

まず一番感じたことは、今回私たちが担当したのは一種の密室殺人みたいな感じで、被告人と子どもしかいないところで起きたのです。心神耗弱状態でやったというところが本当にそうなのかというところ、鑑定医の話などを聞いてそうだろうなとは思ったのですが、110番通報されて、その音声 flowed ところ、警察官とのやりとりなどを聞いて、生々しいその実際のところを聞くと、本当にそうなのかなというようなことが実感できたというところですね。あと、モニターを使った証拠調べなどをしたりとかビジュアル的にわかりやすい資料で大変よかったと思います。書面については、検察官の資料というのは時系列的にまとめられている感じだったのですが、弁護人の資料もA3のペーパーのようなパワーポイント形式でわかりやすいなと思いました。世代によってその辺の捉え方はなかなか難しいのではないかと思います。その立場で見せたい見せ方があると思っているので、両方ともそれなりによかったなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。5番さん、6番さんが参加された裁判の弁護人の資料の評判がいいのですが、ちょうど弁護人が来ていますので、資料作成の御苦勞などいただければと思います。

(オブザーバー 藤巻弁護士)

オブザーバーで出させていただいております弁護士の藤巻です。私は、5番さん、6番さんが担当された事件の弁護人をやっておりました。資料のところですけども、先ほどもお話に出ましたけれども、検察官の資料と弁護人の資料を見比べるというお話は前から聞いていましたので、第一印象で検察官の資料よりも見た目がわ

かりにくいとなってしまうと、話をする以前に弁護人の人はわかりづらいなと思われてしまうのが嫌だったので、なるべく検察官の資料と見劣りがしない程度にまとめられればというところで役に立ったというところですよ。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、今5番さんから、鑑定医の先生、精神科医のお医者さん、この尋問がわかりづらかったというお話があって、これは専門家を呼んできて専門家の話を聞いたということで、5番さん、6番さんの事件もそうですし、3番さん、4番さんの事件もそういうことがあったということですが、これについてもできれば御感想をいただきたいと思っています。6番さん、この辺はどうですか。

(6番)

用語的には確かに難しいところがあって、5番さんが言われたところもありました。ただ、症状がかなり今回の事件に影響しているか否かというところがポイントになるところで、先生の鑑定の意見というのはいかんなりのポイントになったのではないかなというところで、証言として聞かれて、内容的には難しかったのだろうけれども、結論としてはすごくいいポイントだったのではないかとと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。では、4番の方、精神科のお医者さんの尋問のわかりやすさについてはどうですか。

(4番)

専門家のお医者さんが客観的に見て判断を下していただけるということで、すごく参考になるということで、お医者さんの判断が大きく結果に左右してくるのかなという感じはしました。ちょっと専門用語等も多かったのですが、私も頑張ってメモをとって見たのですが、なかなか自分の中でうまく処理しきれない部分は多少ありました。ですが、専門的な意見を聞けたということで、とてもよかったです。

(司会者)

ありがとうございます。3番さん，精神科のお医者さんの尋問のわかりやすさ，  
どうでしょうか。

(3番)

私は特に難しく感じたことはありませんでした。その都度御説明いただいたり，  
あと専門用語とかちょっとわからない点もあったのですが，その中で質問さ  
せていただいて，詳しく御説明いただきましたので，特に疑問なども残らずに進め  
ることができたと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。精神科のお医者さんの話を聞くというのはなかなかいつ  
も難しいところで，もちろん法律家のほうで上手にわかりやすい説明をしてもら  
うように事前に準備をしなければいけないというところかなという気もしております。  
ここまで証拠調べのわかりやすさのお話を聞きましたけれども，裁判官から何かあ  
りますか。

(裁判官)

先ほどの精神科のお医者さんから話を聞くところにつきましては，裁判所のほう  
でもなるべくわかりやすく，専門用語が出て難しいというのは，裁判官でも難しい  
ところがありますので，わかりやすく裁判員の方に理解してもらうよう工夫はして  
おりまして，今回の5番さん，6番さんの裁判の場合ですと，事前に公判準備の段  
階でお医者さんに来ていただいて，こういうポイントで説明してくださいとか注意  
点等もちょっとお話をして，そういう説明の機会を持ったりもしました。また，5  
番さん，6番さんのときにも採用しているのですが，最初にプレゼンテーションを  
していただく形で，そのほうがわかりやすいのではないかということで，そういう  
工夫なんかもしております。今後も皆さんの御意見を伺って，よりよい方法をこ  
れから模索していきたいと考えております。

(検察官)

検察官としてもやはりわかっていただくことが一番なので，裁判所で三者で事前

にお医者さんも含めて話し合いをして、こういうところをポイントに話してくださいというような話をしているのですが、それとはまた別に検察官からも先生が考えているよりももっともっと専門用語はわかりにくいものと説明して、そこで出てきた用語でパワーポイントも先に見せていただいているのですが、わからない用語が結構たくさんあります。これはわからないので言い替えてお願いしますとか、そういうことを何とかしてわかりやすさを求めるようにしているのですが、これからももっともっとポイントのところであるとか尋問のところであるとか、そういったところで専門用語とか、そういったところをわかりやすいようにしていきたいなと思っています。

(司会者)

では、弁護士からも先ほどのお話を聞いてコメントがあればお願いします。

(弁護士)

検察官の冒頭陳述のときとか見やすいというのは、私たちが見ても確かにそうだなというふうに感じているところで、先ほどいろいろ個性が出るという話がありまして、それはおっしゃるとおりで、ただ弁護士の中でも情報を共有して、なるべく私たちもわかりやすく理解していただくということを共有しているところは変わらないので、ぜひ先ほど紹介のあった評判のよかったものを弁護士会でも共有して、それぞれの個性、それを土台にして、いい方向に向かうように努力していければと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

では、次のテーマに入ります。検察官、弁護人の活動について、書面のところもそうなのですが、例えばプレゼンときの声の大きさやスピード、あるいは尋問ときの尋問のわかりやすさなどについて検察官、弁護人の活動はどうだったかということをお聞きしたいと思います。実際にやった当人たちを目の前にして語りにくいかもしれませんが、我々としてもよりよい裁判員裁判を実現していくため

には、むしろ辛口なコメントをいただければなお一層ありがたいなと思っていますので、コメントいただければと思います。では、1番さん、お願いできますでしょうか。

(1番)

普段検察官、弁護人の方との関わりはもちろんなくて、裁判員として裁判に参加してもあまり直接関わる機会はないと思うのです。裁判官の方とはよく話をしたのですが、今お話を聞いて、私たちの知らないところでというか、資料をわかりやすく作ってくれたりとか、わかりづらい専門用語の出てくる事件のことも考えてくださったりとか、私たちにはわからないところで苦労されているのだなというのがよくわかりました。

(司会者)

では、2番さん、お願いします。

(2番)

検察官の方が話をされていたときに、ちょっと自分の記憶も曖昧なのですが、何かちょっと早口で聞き取れないところがあったかなというふうに記憶の中にあります。あと、その事件に関しては、シートベルトをしていれば助かった、助からないという意見も出たのですが、そのときに何か判断材料になるようなものがいただけると、例えば何%ぐらいの確率で助かったかというような具体的な数字を出していただけるともっとよかったのかなというところは感じました。あと、弁護人の方については、少年が犯した罪をどう弁護して刑を減らすかというところだと思うのですが、なかなか減らすに減らせないような内容も多々あったと思うんですが、資料をもう一つ何かつけ加えていただけるとよかったのかなというふうに感じました。

(司会者)

では、3番の方、お願いします。

(3番)

法廷では、マイクは多分固定だったと思うのですがけれども、場合によっては検察

官の方や弁護人の方がちょっとマイクの音が遠いなと感じたことがありまして、裁判員に選ばれた方に結構高齢の方がいらっしやったりとかもしたので、もしかしたらイヤホンとかあってもいいのかなというふうに思いました。私が担当したときの弁護人の方はあまり工夫というか、普通によくイメージする感じの弁護人の方だったのですけれども、その後に参加させていただいた5番さんと6番さんの裁判では、劇場型というか、何か抑揚があってわかりやすい感じで、弁護人の方によっても結構違うんだなというふうに思ひまして、さっき情報交換とか意見交換みたいな話もありましたけど、よりわかりやすい感じに持って行っていただけたらいいなというふうに思いました。また、先ほど検察官の方からもわかりやすい資料作りのことについて、もうちょっとわかりやすい言葉でとお願いしているという裏話が聞けて、それだけでも参加してよかったというふうに感じました。

(司会者)

ありがとうございます。國澤弁護士、抑揚のある何か練習とかしたのですか。

(オブザーバー 國澤弁護士)

練習はしていないのですが、参考にする先生方がいっぱいいらっしやるので、さっきの情報共有の話じゃないですけども、いいところはどんどん取り入れてというふうには思っております。

(司会者)

では、4番の方、検察官、弁護人の活動について、感想をお願いします。

(4番)

私も3番さんと一度傍聴に行ったのですけれども、やはり弁護人の方が違うと大分雰囲気も違うのかなという感想を持ちました。何が良くて何が悪いのかはわかりませんけれども、大分雰囲気が変わるんだなということを思いました。裁判員裁判だから多分すごく細かく説明等もしてくださっているのかなと。むしろ普通の裁判とかは、検察官の方とかはもうちょっと別な雰囲気の内容の話になるのかなと今ふと思ったのですけれども、裁判員というこの素人たちが参加させていただく裁判

なので、わかりやすく説明していただき非常にありがたいと思いながら裁判に参加しておりました。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

(5番)

今回裁判員裁判に参加させていただいて、先ほどの資料の出来具合を見ても、特に仕事とはいえよくやっているなという感じです。検察官、弁護人も証拠調べのとき証人に質問して、裁判員にまた続いて質問して、わかりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございました。では、6番の方、お願いします。

(6番)

私を感じたのは、今回私たちが担当したのは両方とも量刑のところぐらいしか争点なかったのですが、検察官と弁護人の質問を聞いていて、両方とも同じような系統の質問だったのではないかと感じていました。検察官の方も弁護人に近いような質問をされていて、最終的に出てきた求刑のところで「強い殺意」という言葉が述べられていて、審理の中でもその辺のところ結構皆さんこだわられていて、その流れの中で求刑に出てきたのとちょっと差異があったように私は感じました。審理の中でもそこのところが結構みんなこだわっていて、病気で犯行に至ったのですが、「強い殺意」というところがみんな違和感があって、その辺のところ結構こだわられて、みんな意見が出ていたような印象を持っていました。検察官の方が「強い殺意」を最後に言う割には、質問が簡単というか、そんな感じを持ちました。

(司会者)

今の6番の方の感想は、それまでの法廷での質問のやり方とか証拠の出し方が割と弁護人とそんなに違わない優しめのような感じの検察官の活動をしていたのに、求刑になったら急に何か厳しめになったという違和感ということですか。

(6番)

厳しめになったというか、求刑の内容、最後のところで、質問の流れとしては、その病気のところでそうなっていったんですよねというような雰囲気でも話をしていたのですが、出てきたところでは強い殺意という、そのギャップみたいなものを感じました。

(司会者)

貴重な御意見ありがとうございました。検察官、弁護士のほうで感想はございますか。

(検察官)

難しいところで、確かにそのとおりなのです。求刑のところでは、検察官としての立場でどう言おうかなというところ、被告人をその場で責めても仕方がないというところなので、弁護人と検察官、特に5番さん、6番さんが一緒にされていた事件は争いがそんなにないのです。よって立つところもほとんど変わらなかった状態だったので、その中で求刑のところで使う言葉とそれぞれの訴訟とのギャップというのは、おっしゃられると確かにと思うので、今後ちょっと考えていかなければいけないのかなというところはあります。

(司会者)

ありがとうございました。弁護士からは何か。

(弁護士)

先ほどお聞かせいただきまして、あと一押し何かあればというところがあったということで、確かにそのようなところがあったのかなということで、今後の課題として考えていきたいというところで、あまり関係ないですけれども、補充裁判員の方も来ているということで、弁護人のところから補充裁判員の方ってほとんど顔が見えないんです。声とか届いているか大丈夫なのかなというのはちょっと不安に思っていたのですけれども、そういうところで何かあれば、例えば聞きづらかったとか等あれば、言っていただければと思います。

(司会者)

5番さん、どうですか。

(5番)

声は聞きやすかったです。顔もよく見えました。

(司会者)

では6番さん、どうですか。

(6番)

私も、声の量とか、そういうのは別に違和感を感じていませんでした。立場はその場で質問できない形だったのですが、質問があつたら裁判官を通してとかということもできる形式になっていましたので、形は補充裁判員でしたけど、そんなに違和感は感じなかったし、環境もよかったと思います。

(司会者)

それでは、次の話題のほうに移りたいと思います。今回の事件は3件とも一番大きな争点は量刑ということでした。裁判員裁判の仕事は2つあるという説明を毎回させていただいているんですが、一つ目が有罪か無罪かの判定であり、二つ目が有罪であった場合には被告人に科すべき刑を決めることであり、有罪か無罪かというのは白か黒を決めるということなんですが、刑の重さを決めるというのは、幅のあることを決めなければいけないという難しさもあって、独特の難しさがあるなというのを裁判官としても感じているところです。そこで皆さんにも、その量刑、刑を決めるに当たっての難しさというか、感想というか、感じたことをお話しいただければと思います。それでは、1番の方からお願いします。

(1番)

量刑を決めるときは本当に悩んで、私が一人の人の人生にかかわることに口を出していいのかと悩んだんですけど、私が受け持った事件の被告人は少年ということもあって、私も子どもがいるのですけれども、その親の立場で、もし自分の子どもだったらという、なるべく厳しめに考えていて、でも他の方の意見も聞いてみると、

それは重過ぎるとか意見が出ていたのですが、私一人の意見で決められるというわけではないので、皆さんの意見で、もちろん裁判官の方の意見も聞きつつ多数決になるので、人に合わせることはないのかなと思っていました。自分の中で納得できる意見を言うことができました。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番の方、量刑を決めるに当たっての感想をお願いします。

(2番)

補充裁判員ということで参加させていただいて、決議権というか、そういうものはなかったのですが、いろいろ発言とか意見は言わせていただけたので、よかったかなと思います。人の人生を左右することを決めるのですから、よく考えて皆さん参加されていたんじゃないかなというふうに感じています。本当に公平公正というか、日本は平和だなと。最近フィリピンとか非常に殺されている方が多いので、平和でいい国だなと改めて感じています。

(司会者)

では、3番の方、量刑の感想をお願いします。

(3番)

私が担当させていただいたのは、有罪であることは争いはないのですけれども、執行猶予がつくつかつかないかというところで争ってしまっていて、結構法廷でいろいろ話を聞いていて、私の気持ちは大分決まっていたんですけど、私だけの意見じゃないんですけど、ここで決めたことによって被告人の方の今後の人生の方向性が決まってしまうのかなというふうに考えると、気持ちが決まっていたんですけど、重いものを感じました。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

(4番)

量刑を決めるというのは、1年、2年の違いでも大分違う。その当人にとっては4年と5年では大分違うんだろうなと思いますし、ちょっと心の負担にも若干なっただことは間違いありません。でも、皆さんと話を詰めていったり、あとどの程度の量刑が妥当なのかということの参考として類似の事件の量刑の表のようなものを用意していただきまして、あれが非常に参考になって、これを見ながら、これでも大丈夫かなと自分の中でも少し納得させながら話を進めることができたので、その資料はすごくありがたかったです。

(司会者)

では、5番の方、量刑についての感想をお願いします。

(5番)

私が参加した事案は、実刑か執行猶予がつくかということで、執行猶予は3年以内でないとつかないということを知って、それがまず勉強になりました。それぞれその執行猶予の期間もいろいろな意見がありまして、やはり人を裁くというのは大変だなと感じました。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

(6番)

私が担当したのは、被告人が病気であるということを含めて有罪かというところもあって、そこからスタートして、そこからどういう手順でやっていくかというのを裁判官の方に審理の中で説明していただいて、流れもよく理解できました。それを決めるのもいろいろな裁判の中で提示していただいたものを参考に皆さんで相談して決めることができました。先ほどの方も言っていたように、量刑を決める中で過去の事例を見せていただいたりして、それも結構参考になりました。ただ、あまりそれを参考にし過ぎると、それに沿ったような判決になっていってもまずいなと思っていて、ただそれを含めて何人かで話し合った意見の中でうまくまとめていただいたので、よかったのではないかと思います。

(司会者)

ありがとうございます。有罪か無罪かというところは割り切れるところもあると思うのですが、なかなか量刑は割り切れないところもあって、裁判官もそうなんです。同じようなところがあって、最後決めたことを引き続き受けるのが量刑だというようなことを先輩から私は教わってきたりもしていて、そういうものだと思っています。そういう点では、やはり少し重たい仕事をしていただいたというふうに思っていますけれども、ちょっとその話題で次のテーマに移るのかなと思っていますが、裁判をやっていただいて、非常に責任のある仕事をやっていただくということで、最後まで頑張ってやっていただいたわけですがけれども、裁判員を終えてから裁判のことを思い出して、ちょっとこれはつらいとか不安だとか、そういうことがあるかどうか、あるいはそれはそれで、自分としては精いっぱい参加したんだから、もう悔いはないと思っておられるのか、あるいは終わってから何か思うところとかもしあれば、お聞かせいただければと思います。では、6番の方からお願いします。

(6番)

私が一番今回裁判が終わって感じたのは、判決が裁判長から言い渡されて、被告人に最後に言いたいところ、そのところで、みんなでいろいろこんなことも言ってほしい、こんなことも言ってほしいということを書いて、文書にまとめていただいたのですが、裁判員裁判で裁判員の人たちの被告人に対する心情みたいなものを表せるのはその最後の言いたいところというところに結構出てくるような気がしていて、判決なんかは極端なことを言うと、事例に沿ってそこそこのところをはみ出ることはないと思うんですが、そのところで結構その集まった人たちの被告人に対する今後の心情みたいなものが結構出せるいい場面ではないかと思います。量刑とか専門家以外の一般の人が集まって、その人たちが意見を言える一番いい機会ではなかったのかと思っています。あと、負担面については、特に思っていたほどの負担もなく過ごせたので、いい勉強させていただいてありがとうございました。

(司会者)

9月に終わられてから今までの間に例えば裁判のことを思い出して、よかったのかなとか、また考え込んでしまうとか、そういう終わった後の裁判員をやったことに対する感想みたいなものはどうでしょうか。

(6番)

特に負担になったとか、そんな判決を出してしまったりとか量刑を決めてしまったというのは、その協議の中で結構真剣に話し合っていて、自分でも納得したようなところもありますので、そのことについては特に私的にはございませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、裁判が終わった後の感想です。

(5番)

特に負担は全然ありません。今回の事案は、自分の障害者の子どもを、またお母さんも病気だという、どちらかというと同情するような事案だったので、その事案にもよりますけど、特に負担面はありません。ただ、この裁判員を受けてから、裁判員裁判、裁判について関心が持てたことは事実です。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、裁判を終えてからの負担面などどうですか。

(4番)

思ったよりも負担感はありませんでした。話し合いの最中でしっかり自分ではたくさん話し合っていて、納得して量刑も決めたと感じておりますので、その点に関しては、これはもうこうだったんだと消化することができて、そういう意味では事件に対してそういう負担等はなかったです。ですが、内容について誰かと感想を話せると、もちろん同じ境遇の人でないと話せないのですけれども、そういう機会があるとないとではその後の負担感や裁判員制度に対しての感想も大分変わるのかなという気がします。今まで裁判といってもほとんど自分とは縁がない世界かと思っていたのですけれども、初めて裁判所に入ることができましたし、傍聴してみようなん

ていう、それまでの私ではとても信じられないようなことまですることができましたので、とてもいい経験をさせていただいたなと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方、裁判が終わってからの負担面などの感想についてどうですか。

(3番)

被告人が割と複雑な家庭環境で、ちょっと同情できる部分がある人だったので、判決が出てからもその後大丈夫かなというふうにちょっと考えてしまった面がありまして、私は4番さんとその後の連絡がとれましたので、その面で話すことができ、ちょっとそういう面ではよかったのかなと思いましたが、急に集まって即解散という感じで、人によっては抱えたまま誰にも言うことができず、もやもやしてしまっている方もいるのではないかなというふうに思いました。参加させていただいてからニュースでそういう事件を見ると、この後裁判員裁判かなというふうに思っ て何か違った見方ができたり、裁判所とか裁判というものに興味を持てたかなというふうに思います。

(司会者)

裁判員裁判になるのかなというのは、我々もいつも思っているところです。ありがとうございます。では、2番さん、お願いします。

(2番)

特に負担を感じることはありませんでした。皆さんおっしゃっているように、裁判に対する関心が以前にも増して強くなったのかなというふうに感じております。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番さん、お願いいたします。

(1番)

私も皆さんと一緒に、裁判員になる前よりも経験してみてもうからのほうがさらに興味が増したというか、関心が高くなって、ニュースなどでも気にはなって、よく記

事を見たりとかその関連のことを見るんですけど、私の担当した事件は有罪、無罪とかではなく量刑を決めるだけだったんですけど、ここが難しい事件もあると思うんですけど、そういう事件だとまた自分が関わるのも精神的に大変になってくるのかなとか、ほかの事件ですけど、暴力団に声をかけられたとか、そういうもっと凄惨な事件だとかの裁判員の方の負担というのも耳に入ってきたりするので、自分はそんなに残酷な写真を見たりとかはなかったんで、そんなに自分の負担はなかったんですけど、そういう大変な事件のときの人はちょっとどうなのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、最後の項目、皆さん実際に裁判員、補充裁判員として裁判員裁判に参加されたということですのでけれども、実際に参加してみて、これから裁判員裁判に参加されるであろうという方々へのメッセージをいただければと思います。1番の方、お願いできますでしょうか。

(1番)

裁判員の通知が来て、周りの人は絶対嫌だという声を聞いていたんですけど、私がこの裁判員をやってみて、そんなに裁判所も怖いところではないし、皆さんとても親切に教えてくれて、わからないところもその都度丁寧に教えてくれるので、そんなに難しいことではないのかなと。絶対にやってみて損はないと思うんです。いい経験になるので、そんなに構えないでやってみてくださいと言いたいです。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番の方もお願いします。

(2番)

先日ですが、自分の身近で通知が来たけど断ってしまったという方がいたのですが、経験とか勉強とかにはもちろんなると思いますので、仕事とかいろいろあると思うんですけども、時間が取れるのでしたらぜひ参加してみてもらいたいなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

(3番)

先ほど申し上げましたが、手を挙げて自ら参加できるものではないですし、通知が来て、そして最後に自分の番号が表示された時点でもう運命なのかなという感じがするので、確かにちょっと重い気持ちになったりとかするかもしれないんですけども、本当に普段見えないいろいろな社会の側面が見えたりとか経験ができたりますと思いますので、周りの方にぜひともアプローチしてもらって参加していただけたらと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

(4番)

裁判に参加するというところで、敷居が高く感じるかもしれないですけど、私もちよっと一瞬迷ったんですけども、通知をいただくということだけでも大分ラッキー、もし通知が来たら、これは自分の新しい世界を開くいいチャンスだと思ってぜひ参加していただければなと思います。お仕事が休めない場合もあるかと思いますが、意外と話してみれば上司の方も理解を示してくれるかもしれませんので、チャレンジしてみてもいいかと思いますが。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

(5番)

私は裁判員裁判に参加して、緊張の余り、あまり積極的になれなかった部分があるので、参加する以上は、もちろん心配、緊張はあると思うんですけど、自分の日常生活における倫理観をもって積極的に評議で裁判官に意見を述べて、また裁判員になれば被告人に質問することもできますので、もしわからないことがあったら積極的に質問をしたほうがいいのではないかと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

(6番)

私の先輩が選ばれていたという話をしたのですが、選ばれちゃったんだよと言ったときにその人も「いい勉強になるから行ってこい」なんて気さくに話をしてくれました。私も他の方が近い方で選ばれたら本当にそういう気持ちで今います。積極的に参加できるような環境ですので、参加していただきたいと。参加したからには積極的に意見を言っていただく、それが必要じゃないかなと思っています。日本は比較的強い意見を言う人の意見に引きずられる社会ですので、積極的に意見を述べていただきたいと、そういうふうに思います。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、法曹三者の参加者のほうから全体を通じて質問などあれば出していただきたいと思えますけれども、弁護士のほうからどうでしょうか。

(弁護士)

例えばこういう用語が最初聞いただけではちょっと理解できなかったとか、もうちょっとわかりやすく言ってほしかったということがあればということと、被告人質問の時間等が適正だったか、ちょっと長くて集中力が厳しかったとか、もしくはもうちょっと行けるよみたいなところがもし意見があれば聞きたいと思えます。

(司会者)

質問は2点で、その場で用語を聞いただけではちょっとわかりづらかったようなことがあるかどうか、何かあればそういうことを指摘してほしいということと、もう一つは被告人質問、被告人の話を聞く時間が長過ぎたか短過ぎたか、あるいはどのくらいまでできるかどうか、こういう質問です。では、6番の方から何かあればお願いします。

(6番)

特にはなかったように思っています。資料の話では、私どもが担当した方の資料

はテーマの中に因果関係とか関係しそうなことがビジュアル的にあって、メモする中でもこれとこれが関連づけてというような感じの資料だったので、資料として見やすいビジュアル的なものを作っていただけるとこれからもいいのではないかなと思います。

(司会者)

被告人質問、被告人の話聞く時間の長さはどうでしたか。

(6番)

質問の時間等は、特に問題は感じませんでした。

(司会者)

わかりました。では、5番さん、お願いします。

(5番)

特にないです。次々質問が出て、わかりやすかったです。

(司会者)

被告人の話聞く長さはどうですか。

(5番)

特に問題ないと思います。

(司会者)

では、4番さん、お願いします。

(4番)

特に問題なかったと思います。よく小まめに休憩が入ったという記憶がありますので、このくらい休憩を入れていただいて、ちょっと冷静になったりとか考えをまとめる時間があって、すごくよかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん、お願いします。

(3番)

言葉などについては、随時メモをとれましたし、評議室のほうで裁判官の方から

詳しく説明などもいただきましたし、特にこの言葉が難しかったなということは記憶には残っていません。時間のほうも特に長かったり短かったというふうには感じていません。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さん、お願いします。

(2番)

適切な時間であったと思います。

(司会者)

1番さん、お願いします。

(1番)

私も特になくて、時間もこれより長くはしないほうがいいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、報道機関の皆さんのほうから裁判員経験者の方に質問があれば出していただきたいと思います。

(朝日新聞記者)

朝日新聞です。先ほど6番の方が、判決はそうですけれども、最後の被告人に言いたいこと、そういうところに御自身の意見とか、それが表れるとおっしゃっていたのですけれども、法律の専門家ではない皆さんが裁判に参加したことで一般市民の感覚というものを反映できたとお考えでしょうか。

(司会者)

では、1番の方からお願いします。

(1番)

さっきの量刑のところでも言ったのですが、私は私なりに自分の思うような意見を言えました。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、お願いします。

(2番)

一般的な市民として参加させていただいたので、十分反映はされていると思います。私自身が裁判所とか警察とか内部の人間じゃないものですから、内部ってどうなっているのかなと非常に興味を持ってましたし、わからない部分もたくさんあって興味は増しています。また、ちょっと私から質問なのですが、例えば限られた日ちの中で紛糾してしまったというか、意見がまとまらない場合はどうされているのでしょうか。ちょっと教えていただけたらと思います。

(司会者)

私の経験の中では、特にまとまらないということは過去なかったです。ある程度意見がまとまらないときも考えた時間を取ってあって、それで恐らくまとまったときはちょっと早目に終わる日があるというような感じになると思います。大事なことは議論が尽くされているかどうかということにして、皆さんいろいろなバックグラウンドを持った方で、年齢層も違うし、仕事も違うわけですから、意見が違うのは当然のことだという認識でいますので、そういう人たちが集まって議論を尽くすことが一番大事なんです。議論が尽きたと思えば、もうそれあとは投票するしかないと考えていますので、基本的にはその議論を尽くす中で、もうこれ以上議論してもというところで投票というところに至ると思いますので、一般の経験では、議論が紛糾して、議論をもう尽くせない中で延ばすということはないものですから、実際にそうなって、議論が終わらないけど結論を決めてしまうとは多分いかないと思いますので、もしそうなったときにはお時間が許す限り少しまた長目に残っていただくということをして、議論が尽きるまで議論はしたほうがいいのかなというふうに私としては思ったりしています。

では、3番の方、お願いします。

(3番)

私が参加させていただいたものについては生かされていたと思っています。私が担当させていただいた事件は、執行猶予がついてもつかなくても、どっちに転んで

もおかしくないかと、今までの量刑から判断するとそういう事件だったのですけれども、裁判長はどんな意見でも聞いてくださって、何で突然その話になるんだと、みんなプロではないので、意見がうまくまとまらなかったりとか、何で急にその意見が出たんだろうみたいなこともたまにあったりとかしたんですけど、そういう意見もうまくまとめてくださったりとか、あと評議の場ですごく話しやすい雰囲気を作ってくださいたりとかして、私も自分の思っていることをとめることなく全部言うことができたと思っていますので、そういった点では自身の意見が活かされたのではないかなというふうに思っております。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番さん、お願いします。

(4番)

皆さんの前で自分の意見を言うというのはなかなか勇気が要ることなので、話し合いの場でもちゃんと意見を言えるんだろうかと心配だったんですけども、話しやすい雰囲気、あと割と他の皆さんが積極的に発言していらっしゃったので、それにつられて発言したというのもあります。そういう意味で、皆さんいろんな環境だと思うのですけれども、言いたいことはしっかり発言されていたと思いますので、そういう意味で皆さんきちんと自分の意見は述べられていたと思いますので、その結果投票で決まったということで、議論は尽くされて、市民感覚も出せたのかなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

(5番)

裁判員と補充裁判員と裁判官の限られた人数で評議、意見を交わしていますので、いずれにせよ少数でも市民の意見を反映しているのではないかと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番さん、お願いします。

(6番)

私の意見は、先ほど報道の方が言っていたとおり、最後のところで本当に被告人に対して言いたいことをまとめていただいたというところで、ああいうところで表れているのではないかと考えています。

(司会者)

ありがとうございます。他にございますか。

(山梨日日新聞記者)

山梨日日新聞社です。1番と2番の方に質問ですけど、答えられたらと思うんですけども、甲府で初めての少年に対する裁判員裁判ということで、その点に関して、もちろん裁判員として臨まれるのは初めてだと思うんですけども、少年を裁くということについて難しい点でしたり悩んだ点がありましたら、お答えいただけたらと思います。

(司会者)

少年が被告人だったわけですけども、そういう事件を裁くことで難しい悩まれた点ということですけども、1番の方からお願いします。

(1番)

当時19歳の少年だったのですが、この子がこの事件を起こしたのは環境のせいもあったのかなとか、周りの影響だったりとか、この被告人だけの問題ではなかったのかもしれないという点で非常に悩むところだったんですけど、そのことについても皆さんと色々な話をして、納得する結論が出せたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番の方、お願いします。

(2番)

この裁判に参加させていただいて初めて少年事件は初めての事案であるということとは知らされたような状況でして、過去どういうものだったかさえもわからずに参加させていただいたのですが、事の重大性は非常にある事案だったと思いますし、

少年だからといって許される部分ばかりではないというふうに思いまして、社会人としてこれからやっていくに当たって、自分の罪を償ってもらうことで、先ほども言いましたけど、ちょっと親目線も入りながら参加させていただきました。長い期間ではあると思うのですが、刑を早く終えて社会に復帰していただけたらと思っております。

(司会者)

他によろしいですか。

(朝日新聞記者)

先ほど劇場型というお話がありましたけれども、説明のわかりやすさだけではなくて、弁護士だとか検察官の方の持っている雰囲気だとか話し方というのが判断に影響したと少しでも感じられたことはあるでしょうか。

(司会者)

では、6番の方からお願いします。

(6番)

私の担当した事案の場合、劇場型とか、そんな雰囲気のところはなかったとっていて、それなりに資料中心とか証言を中心に話ができているので、それほどパフォーマンス的なところが目立ったことはなかったと思っています。

(司会者)

5番の方、どうでしょうか。

(5番)

あくまでも被告人の自白ですし、証拠調べですので、特にそういうものはないと思います。

(司会者)

4番の方、お願いします。

(4番)

資料はいろいろだと思うのですが、結局は話し合い、それぞれの裁判員の

方や裁判官の方々の話や意見のすり合わせで決めたと思いますので、最終的な結論にはそれほど影響はないのかなと思います。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

私も2つ裁判を拝見させていただいて、自分のときと比べるとわかりやすい弁護士の方だったなという印象でしたので、理解しやすさとかわかりやすさとか伝えやすさという面においてはそういうパフォーマンス的なこともあるのかなというふうに思いましたけれども、最終的には犯した罪ですとかいろんな証拠とか内容によって決めましたので、そういうところには影響はないと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番の方、お願いします。

(2番)

話し方とか説明の仕方、大事だとは思いますが、皆さんで話をして決めていく中ではそんなに重要性というか、判断が変わるようなことではないと思いますので、我々が判断するに当たって必要な資料とか情報とか、そういったものが間違いないものを上げてもらうということが一番大事だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番の方、お願いします。

(1番)

私も皆さんの言っているように、弁護人の方や検察官の方の説明の仕方に影響されるということはないと思います。

(司会者)

まとめると、結局話し合いの中でいろんな意見が出るので、きちんと資料がそろってれば、話し合いの中で説明の上手下手ということだけで印象で決まるのではなくて、きちんとした議論の中で結論が出ると、こんなまとめになるんですかね。

それでは、今日参加していただいた法曹三者の皆さんからの感想をいただきたいと思いますが、検察官、何か今日の感想をいただければと思います。

(検察官)

皆様、本当に貴重な意見をありがとうございました。良いという点も、またわかりにくいところもあったので、このところをもう少し考えたらどうかとかというところも今後に活かしていきたいなと思いました。良いと言っていた点はさらに良くして、ちょっとここはわかりにくいよという点は課題として、またほかの検察官とも話し合ったりして変えていきたいと思っています。本当に今日はありがとうございました。

(弁護士)

貴重な御意見をいただきありがとうございました。特に裁くに当たって、被告人自身を生身の人間として、先ほど親目線ということもあったと思うのですが、自分の経験とか、そういうものに照らして裁いていただいているということで、それは被告人にもちゃんと伝わっているんじゃないかなというふうに思います。また、弁護人としても改善点等が見えてきたところもありますので、持ち帰って、そこは共有していきたいと思っております。ありがとうございました。

(裁判官)

本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。私の感想としては、最初のほうの感想でよく出ていた、最初は全く裁判員裁判についての理解がないまま、いきなり当たってしまったとか、後では非常にいい経験になったというふうに言っていたいてうれしかったのですが、まだまだ裁判所から裁判員のアピールが不足しているんだなと実感しましたので、今後もそういう形で活動していかなければいけないかなと思いました。

(司会者)

では、ひとしきり議論をしましたし、御意見も大変いただいたということで、以上で意見交換会のほうは終わりたいと思います。

今日は裁判所まで御足労いただきまして貴重な御意見をいただいたということで、大変ありがたく思っております。我々も裁判員裁判をよくしようということで日々努力をしておりますので、今日の御意見をぜひ今後の参考にしていこうというふうに考えております。どうも本日はありがとうございました。